

第5次北海道食の安全・安心基本計画

<素案>

令和5年11月
北海道

目 次

第1部	北海道食の安全・安心基本計画について	1
第2部	食の安全・安心をめぐる情勢と施策の体系	
1	食の安全・安心をめぐる情勢	4
2	食の安全・安心を確保するための施策の体系	7
第3部	講じる施策	
第1	食の安全・安心のための基本的施策の推進	
1	情報の提供	10
2	食品等の検査及び監視	12
3	人材の育成	14
4	研究開発の推進	16
5	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等	18
第2	安全で安心な食品の生産及び供給	
1	食品の衛生管理の推進	20
2	農産物等の安全及び安心の確保	22
(1)	クリーン農業及び有機農業の推進	
(2)	遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止	
(3)	家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止	
3	水産物の安全及び安心の確保	29
(1)	生鮮水産物の鮮度の保持	
(2)	貝類の安全確保	
4	生産資材の適正な使用等	32
(1)	農薬の適正な使用等	
(2)	動物用医薬品の適正な使用等	
(3)	飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保	
5	生産に係る環境の保全	35
(1)	農用地の土壌汚染の防止	
(2)	水域環境の保全	
(3)	地下水の汚染の防止	
第3	道民から信頼される表示及び認証の推進	
1	適正な食品の表示の促進等	38
(1)	食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進	
(2)	食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進	
2	道産食品の認証制度の推進	41
第4	情報及び意見の交換、相互理解の促進等	
1	情報及び意見の交換等	42
2	食育及び地産地消の推進	43
(1)	食育の推進	
(2)	地産地消の推進	
3	道民からの申出	48
第4部	計画の推進体制	49
指標(案)		50

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

1 計画策定の趣旨

この計画は、「北海道食の安全・安心条例」（平成17年3月制定。以下「条例」という。）に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするものです。

道ではこれまで、4次にわたり計画を策定し、各般の施策に取り組んできました。

近年、気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱やロシアによるウクライナ侵略等による食料安全保障リスクの増大、家きん飼養農場で発生が続いた高病原性鳥インフルエンザによる卵の供給不安など、食料の安定確保に関する消費者の関心が高まっていることに加え、食品への異物混入や農薬等の残留など、食の安全・安心を脅かす事案は依然として発生しています。

条例の前文にあるとおり、食は人の生命の基本です。道としては、消費者が日常生活の中で安全で安心な食品を適切に選択、摂取し、心身の健康を維持していけるよう、食をめぐる様々な情勢の変化を踏まえ、引き続き、条例に基づく施策を的確に推進していく必要があると考えます。

このため、道は、知事の附属機関である「北海道食の安全・安心委員会」をはじめ、道民の方々から多くの意見をいただき、食料の安定供給と環境負荷の低減などによる持続性の両立を図りながら、食の安全確保の取組と食のサプライチェーンへの理解を含むコミュニケーションの強化により、食の安全・安心の確保を図ることとして、この第5次計画を策定し、条例に定める施策ごとに、施策の目標や具体的な取組などを示しました。

今後、本計画に基づく取組を、関係者と役割分担しながら、一体となって進めていきます。

〈施策推進の視点〉

- ・環境保全と安全な食料の安定供給の両立
- ・食のサプライチェーンに関する理解促進
- ・衛生管理等による継続的な食の安全性確保
- ・情報共有や意見交換のより効果的な実施

2 計画の位置付け

- ・条例第9条に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の目標及び内容を定めるものです。
- ・「北海道総合計画」の特定分野別計画として、北海道の食の安全・安心に関わる政策の基本的な方向や主要施策を示すものです。
- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）第41条第1項に基づく、いわゆる「地産地消促進計画」に位置付けるものです。
- ・2018（平成30）年12月に策定した「北海道SDGs推進ビジョン」に沿って、多様な主体と

連携・協働しながら、北海道全体で SDGs の推進を図ることとしており、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものです。

- ・ゴール 2（ターゲット 2.1）
- ・ゴール 12（ターゲット 12.3）
- ・ゴール 17（ターゲット 17.14、17.17）



〈関連する主な計画等〉

【総合計画】

- 北海道総合計画：平成 28～令和 7 年度（総：計画推進課）

【重点戦略計画】

- 第 2 期北海道創生総合戦略：令和 2～6 年度（総：計画推進課）

【特定分野別計画】

- 第 4 期北海道科学技術振興基本計画：令和 5～9 年度（総：科学技術振興課）
- 北海道環境基本計画（第 3 次）：令和 3 年度～概ね 10 年（環：環境政策課）
- 第 3 次北海道消費生活基本計画：令和 2～6 年度（環：消費者安全課）
- 北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」：令和 6～17 年度（保：地域保健課）
- 北海道食の輸出拡大戦略＜第Ⅲ期＞：令和 6～10 年度（経：食産業振興課）
- 北海道観光のくにづくり行動計画（第 5 期）：令和 3～7 年度（経：観光振興課）
- 第 6 期北海道農業・農村振興推進計画：令和 3～7 年度（農：農政課）
- 北海道水産業・漁村振興推進計画（第 5 期）：令和 5～9 年度（水：総務課）
- 北海道森林づくり基本計画：令和 4～13 年度（水：総務課）
- 全道みな下水道構想Ⅴ：令和 5 年度～（建：都市環境課）
- 北海道教育推進計画：令和 5～9 年度（教：教育政策課）
- 北海道特用林産振興方針：平成 30～令和 8 年度（水：林業木材課）

【施策別計画】

- 北海道循環型社会形成推進基本計画（第 2 次）：令和 2～11 年度（環：循環型社会推進課）
- 北海道廃棄物処理計画（第 5 次）：令和 2～6 年度（環：循環型社会推進課）
- 第 5 次北海道食育推進計画：令和 6～10 年度（農：食品政策課）
- 北海道食品ロス削減推進計画：令和 3～12 年度（農：食品政策課）
- 北海道クリーン農業推進計画（第 7 期）：令和 2～概ね 5 年間（農：食品政策課）
- 北海道有機農業推進計画（第 4 期）：令和 4～8 年度（農：食品政策課）
- 北海道家畜排せつ物利用促進計画：令和 3～12 年度（農：畜産振興課）
- 第 8 次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画：令和 3～12 年度（農：畜産振興課）

【ほか】

- 北海道 SDGs 推進ビジョン：2030 年（目標年）（総：計画推進課）

3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から10年度（2028年度）までの5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

第2部 食の安全・安心をめぐる情勢と施策の体系

1 食の安全・安心をめぐる情勢

(1) 社会情勢の変化

○ 世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大

世界の食料需給については、世界的な人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、地球温暖化等の気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的に逼迫が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰や安定供給への懸念など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。

○ 食料品価格の高騰

世界的な食料価格の上昇に加え、原油価格の上昇や為替相場の影響などにより、我が国の穀物等の輸入価格が上昇しています。

こうした中、生鮮食品を除く食料の消費者物価指数は令和3年（2021年）7月以降、上昇傾向で推移し、令和5年（2023年）2月には109.4まで上昇しました。

○ 食品アクセスの問題の顕在化

我が国の経済成長が停滞する中で、物価の高騰が進み、健康的な食生活の実現を妨げる問題が発生しています。

また、人口減少・高齢化が進行し、小売業や物流の採算がとれない地域を中心に、食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等が発生しており、さらに「物流の2024年問題」によって物流コストの増加は不可避となっており、問題はより深刻化することも懸念されます。

○ 持続的な食料システム構築の声の高まり

国内の食料・農林水産業が、大規模自然災害の増加や地球温暖化、農業者の減少等や地域コミュニティの衰退等の課題に直面するとともに、諸外国でもSDGsや環境を重視する動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつある状況にある中、食料の安定供給や農林水産業の持続的発展と地球環境の両立が求められており、国が示した「みどりの食料システム戦略」の推進により、持続可能な食料システムを構築していくことが急務となっています。

(2) 食の安全・安心を取り巻く状況

○ 食に関わる主な出来事

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」の期間中に発生した、食の安全・安心等に関する主な出来事として、

- ・道内の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生
- ・食品の原材料や原産地に関する不適正な表示
- ・ゲノム編集技術を活用した農水産物の販売開始
- ・政府が ALPS 処理水の海洋放出を開始

などが挙げられ、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。

○ 食品の安全を確保するための基準や法令等の制定・改正

① 改正食品衛生法の完全施行

食をとりまく環境変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するため、食品衛生法が改正され、令和3年6月に完全施行されました。

本改正により、原則としてすべての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」の実施が求められるようになりました。

② みどりの食料システム戦略の策定及びみどりの食料システム法の施行

国は令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することをめざす「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

また、令和4年7月に「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行され、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度などが設けられました。

道では令和4年12月に179市町村と共同で「農林漁業における環境負荷低減活動の促進に関する北海道基本計画」を策定し、農村漁業者の環境負荷低減事業活動などの促進を図っています。

③ 食品の表示に関する法令の制定

・ 全ての加工食品の原料原産地表示義務化

平成29年9月に食品表示基準（内閣府令）が一部改正され、令和4年4月1日から、一部の加工食品のみに義務付けられていた原材料の原産地表示が、輸入品等を除く全ての加工食品に拡大されました。

・ 遺伝子組換え食品表示制度の厳格化

平成31年4月に食品表示基準（内閣府令）が一部改正され、令和5年4月1日から、遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理を行い、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆ととうもろこし等（それらを原材料とする加工食品）に認められていた

「遺伝子組換えでない」などの表示が、遺伝子組換えの混入がないと認められるものにのみ可能とする条件が厳格化されました。

④ 我が国における国際水準GAPの推進方策の策定

国は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）に掲げた「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施」の実現に向けて、令和4年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定しました。

⑤ 北海道の条例等の制定・改正

・「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の改正

近年、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」の承認を得て、遺伝子組換えの観賞用の花きが国内で販売されるようになりました。

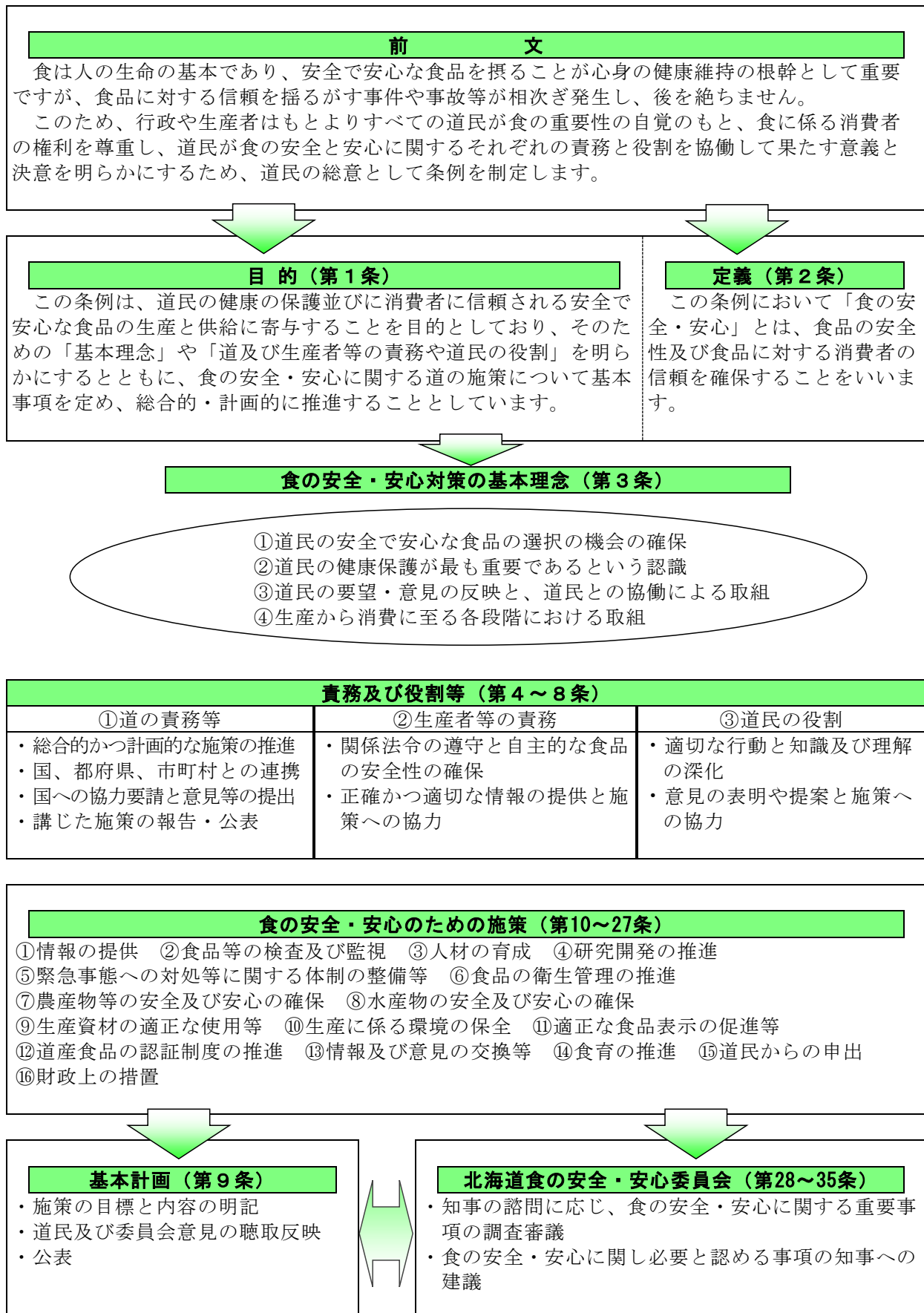
このため、道では、令和4年7月、GM条例の適用対象を、カルタヘナ法で承認された「食用、飼料用及び隔離ほ場における栽培」とし、花きなどは条例の規制の対象外とし、食の安全・安心を守るための条例であることを明確にする改正を行いました。

・北海道食品ロス削減推進計画の策定

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（平成元年5月制定）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年(2020年)3月公表）を踏まえ、消費者や食品関連企業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加・行動により、食品ロス削減に向けた効果的な施策を推進するため「北海道食品ロス削減推進計画」を令和3年(2021年)3月25日に策定しました。

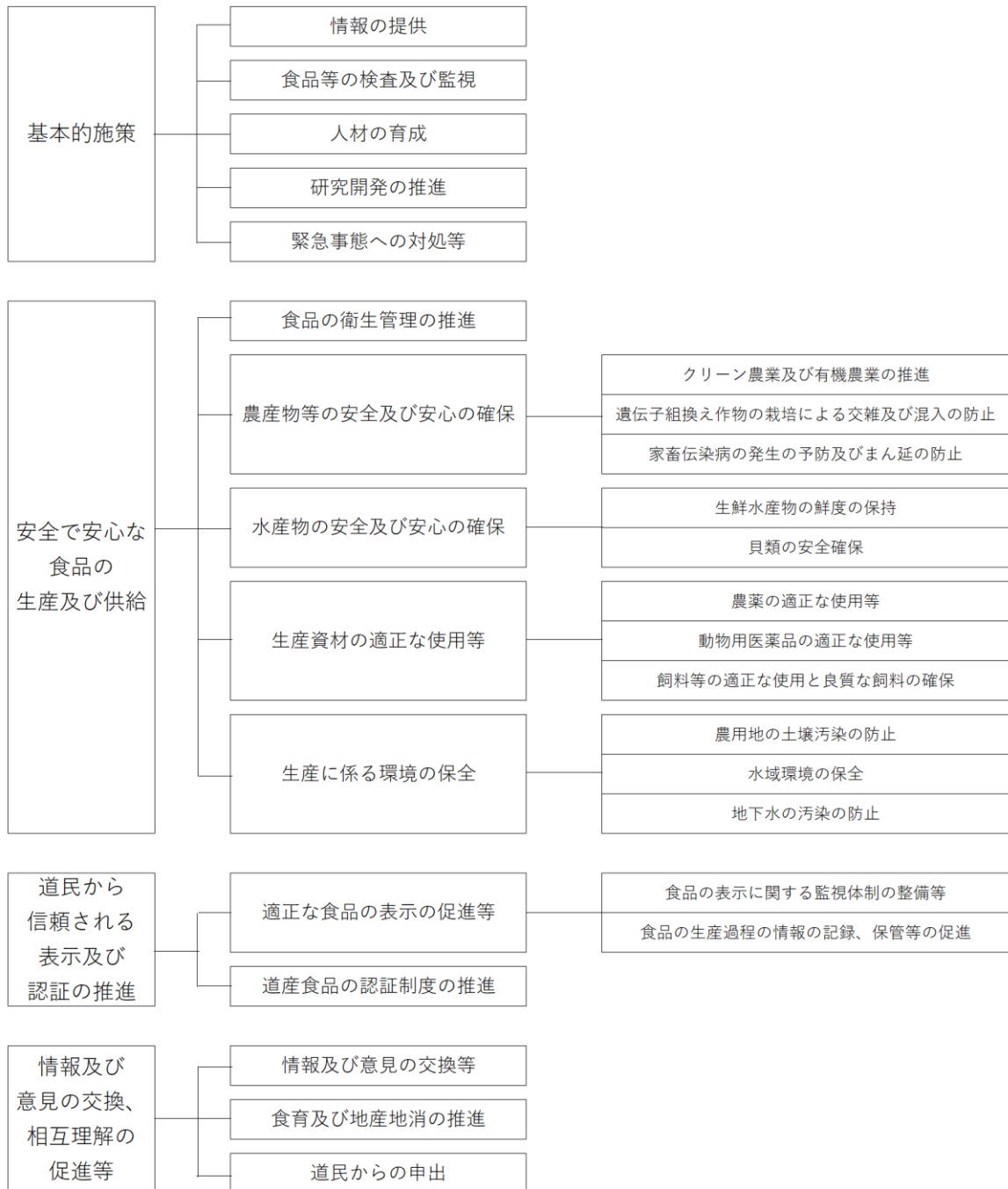
2 食の安全・安心を確保するための施策の体系

(1) 北海道食の安全・安心条例の概要



(2) 施策の体系図

食の安全・安心をめぐる情勢に的確に対応するため、「環境保全と安全な食料の安定供給の両立」「地産地消の意義など食に関する理解促進」「衛生管理等による継続的な食の安全性確保」「情報共有や意見交換のより効果的な実施」を重視し、食の安全・安心に関する次の施策を効果的に推進します。



第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

<現状>

安心に対する道民の関心は一層高まる中、生産から消費までの様々な分野にわたって食に関する情報があふれており、消費者にとっては、適切に情報を選択していくための食に関する知識を習得する機会の充実が求められています。

このため、道では、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、日常的に広報誌やインターネット等により広く速やかに提供しています。

また食品の安全性に関わる緊急事態発生の際には必要な情報を迅速に発信するとともに、国や関係者と連携して健康被害の防止や社会的影響の軽減に努めることとしています。

<施策の目標>

国や他の地方公共団体等が提供する、食の安全・安心に関する情報について、積極的に収集・分析するとともに、関係部局・機関と連携して、食の安全・安心に関する適切な情報を分かりやすく、速やかに提供します。

<主な取組>

① 食の安全・安心に関する情報提供

- 食の安全・安心に関する正確かつ適切な情報を提供するため、道のホームページに「北海道食の安全・安心に関するポータルサイト」を設置し、わかりやすく、速やかな情報提供に努めます。（農：食品政策課）
- 国や道などの機関が実施している食の安全・安心に関する施策や道内の取組に関する情報を道のホームページ等で提供するとともに、消費者の関心の高い食品や苦情・問い合わせのある食品に係る安全性、品質等のテスト・調査結果などの情報について、道立消費生活センターのホームページなどにより提供します。（環：消費者安全課、水：水産経営課、保：食品衛生課）
- 食品の安全性確保等に関する機関誌を発行し、有毒植物や毒キノコ、ノロウイルス等による食中毒予防を普及啓発します。（保：食品衛生課）
- 食品衛生上の危害の発生を防止するため、全道で確認された食中毒や違反食品事例について、道のホームページ等を通じて公表します。（保：食品衛生課）
- 食に関する情報を広く提供するため、道の広報誌やインターネットのほか、食に関する団体の情報誌など、様々な情報媒体や、各種イベントの場を活用します。（関係全課）

② 食に関する知識の習得機会の充実

- 地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携し、「食」や「農林水産業」に対する学習機会の提供を推進します。（保：地域保健課）
- イベントやガイドブック、リーフレットや道のホームページ等を通じて、食中毒予防やHACCPなどに関する知識の習得機会を提供します。（保：食品衛生課）
- 食に関する知識を習得する機会を充実するため、講習会などを実施します。（環：消費者安全課、保：食品衛生課、水：総務課、農：食品政策課）

2 食品等の検査及び監視

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全性に対する消費者の関心は、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒事案、食品衛生上危惧される食品の流通事案、食品の異物混入事案の多発などによって、ますます高まっています。

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の製造、流通、販売・提供に至る各段階で、食品の安全性に関する情報を収集するとともに、関係機関等が連携して食品等の検査や監視指導などを進めることが必要です。

食品の製造や販売などの流通段階において、食品衛生法に基づき毎年度「北海道食品衛生監視指導計画」を策定し、（総合）振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「道立保健所」という。）、道立食肉衛生検査所が、食品の検査や食品関係施設等の監視指導を行っています。

また、食品の表示については、食品表示法により消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要な食品に関する表示の基準が定められており、基準等の遵守状況の監視や違反に対する指導等を行っています。

道内では、毎年、食中毒事件や食品衛生法に基づく規格基準の違反事例が発生しており、これらの発生状況を踏まえた重点的な取組を計画的に実施し、安全な食品の生産、流通を確保していくことが重要です。

<施策の目標>

道内で生産された食品はもとより、道外産食品及び輸入食品を含めた道内に流通する食品全般について、微生物や食品添加物、残留農薬などの検査を実施するとともに、食品の生産から製造、流通、販売・提供に至る各段階で食品関係施設等の監視指導を適切に実施します。

食品の表示については、積極的な情報の収集や調査の実施により監視を行い、立入検査の実施や違反に対する指導等を通じて、表示の適正化を図ります。

<主な取組>

- ① 食品等の検査の実施（保：食品衛生課）
 - 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所や道立食肉衛生検査所が計画的に食品の検査を実施します。
 - 道内で生産、製造、加工、調理、販売される食品について、道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検査を実施します。
 - 浅漬けや生食用食肉をはじめ、加熱せずにそのまま喫食する食品について、腸管出血性大腸菌の検査を実施します。
- ② 食肉検査及び食鳥検査の実施（保：食品衛生課）

- 道立食肉衛生検査所及び道立保健所のと畜検査員・食鳥検査員が、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、と畜検査や食鳥検査を行い、病気などで食用に適さない家畜等を排除します。
- 検査で得られた様々な情報について、健康な家畜の生産に有益なデータとして、生産現場にフィードバックします。
- B S E対策として、月齢による牛の分別管理やと畜処理工程における特定部位の除去及び適正な取扱いについて指導します。

③ 監視指導の実施及び自主衛生管理の推進（保：食品衛生課）

- 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所などが計画的に食品関係施設の監視指導を実施します。
特に、大規模な学校給食施設や食品製造施設など大量又は広域的に流通する食品を取り扱う施設等に対しては、道立保健所に設置した生活衛生監視指導班が計画的かつ効率的に監視指導を実施します。
また、夏季に発生しやすい食中毒等の発生防止を図るほか、大量に食品が流通する年末において積極的に食品衛生の向上を図るため、夏季・年末一斉監視を実施します。
- 食品等の検査や施設の監視の結果、食品衛生法に基づく規格基準等の違反を発見した場合には、行政処分等必要な措置を講じ、当該違反食品の流通の防止や排除を実施します。
- 衛生管理の徹底やH A C C Pに沿った衛生管理の取組を支援するため、食品等事業者に対し、施設の立入検査時の指導や講習会等の開催、道のホームページなどによる普及啓発を実施します。

④ 適正な食品表示の促進

- 食品の製造・販売者、飲食店等の事業者や消費者等に対し、表示関係法令に基づく食品表示制度の普及啓発に努めます。（環：消費者安全課）
- 食品の製造・販売事業者や飲食店等事業者等に対し、表示が関係法令に基づき適切に行われているか調査や監視を行い、違反・不適切事案については法令に基づく措置や指導を実施します。（環：消費者安全課）
- 遺伝子組換え食品、アレルギー物質、食品添加物などの検査を行い、食品の表示が正しく行われているか確認します。（保：食品衛生課）

3 人材の育成

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全性の確保や地域の食文化の継承などを図っていくためには、生産から消費に至るそれぞれの段階における取組を着実に進めることのできる専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。

このため、道では、農薬の適正な使用を指導する農薬指導士などの育成や、衛生管理の向上、食品表示の適正化などを目的とした食品関係事業者に対する研修会等の開催、栄養教諭の資質・指導力の向上、地域の食文化の担い手の育成などに取り組んでいます。

消費者をはじめ生産者、食品関係事業者など、食に係わる者が自発的に食の安全・安心の確保に取り組めるように、専門的な知識を有する人材の育成と資質の向上を図ることが重要となっています。

<施策の目標>

食品の生産から消費に至るそれぞれの段階で、食品の安全性に関する専門的な知識を有する人材の育成・確保を図るとともに、その資質の向上に努めます。

また、地域の食材を活かし、地域と密着した食づくりを担う人材の育成を図ります。

<主な取組>

① 生産段階における人材の育成（農：技術普及課）

- 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定します。
- 北海道農薬安全使用推進協議会の構成団体と連携し、農産物の生産現場において、農薬指導士などが、農薬の適正使用や環境保全に関して指導や助言などを行う取組を推進します。

② 食品産業を担う人材の育成

- 食品表示制度などの普及啓発を目的に、事業者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催します。（環：消費者安全課）
- HACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、道立保健所を中心に食品等事業者に対するHACCP普及のための講習会を実施します。また、将来の食品衛生を担う学生に対し、食品衛生行政等に関して講義します。（保：食品衛生課）
- 関係団体と連携して講習会を開催するなどし、食品関係施設における自主衛生管理に従事する者の資質向上を図ります。（保：食品衛生課）
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）食品加工研究センター、道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターで、食品製造における品質管理・衛生管理技術の向上を図るため、研究職員が食品企業の製造現場に赴き、改善策を提案する取組を実施するほか、道内企業の技術者等を対象に、食品加工技術講習会などを実施します。（総：科学技術振興課、経、食産業振興課）

③ 学校や地域における人材の育成

- 学校における食育を一層充実させるため、栄養教諭に対する研修を実施し、資質・指導力の向上を図ります。（教：健康・体育課）
- 道民が栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう、普及推進の担い手となる管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員などを対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。（保：地域保健課）
- 道立農業高等学校において、地域の農業振興を担う資質・能力の育成に向け、GAPやHACCPなど、安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容の充実を図ります。（教：高校教育課）

④ 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成

- 地域の食文化の担い手の育成のため、地域の風土や食文化などの地域特性を活かした食づくりに関する知識や技術を持つ者を「北海道らしい食づくり名人」として登録し、各地域において食づくり名人等を指導者として活用し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進します。（農：食品政策課）
- 地域の特性を活かした食育の担い手となる人材を育成するため、専門的な知識や経験を有する者を食育コーディネーターとして登録し、市町村や民間団体等の要望に基づき派遣します。（農：食品政策課）

4 研究開発の推進

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

北海道の総力を結集した試験研究や技術支援等を進め、道内産業の振興等に貢献することを目的に、平成22年に発足した道総研では、業務運営の基本方針を定めた中期計画等に基づき、消費者のニーズに応える安全で良質な農畜産物の生産技術の開発や、クリーン農業・有機農業を推進するための試験研究、水産物の安全性確保と品質管理技術の開発、加工食品の品質向上のための技術開発などを実施しています。

また、道立衛生研究所においては、残留農薬に関する試験研究などに取り組んでおり、食品の安全・安心に関する様々な研究開発が進められています。

科学的な知見に基づく食の安全・安心を確保するためには、地域や企業、生産者団体、消費関係団体などからの研究ニーズを的確に把握し、道の政策課題等と連動した研究開発を重点的に展開していく必要があります。

<施策の目標>

農畜産物の生産技術、クリーン農業や有機農業の推進、食品の衛生・品質管理、環境の保全など、道産食品の安全・安心確保のための研究開発の推進と研究成果の公表、その成果の普及などを積極的に進めます。

<主な取組>

- ① 農林水産業における研究開発の推進（総：科学技術振興課）
 - 化学合成農薬・化学肥料の削減技術、病害・障害に強い品種開発など、クリーン農業の推進や有機農業を支援するための技術の開発に関する研究を推進します。
 - 有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術などの開発に関する研究を推進します。
 - 家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術など安全で良質な畜産物生産技術の開発に関する研究を推進します。
 - 農産物の貯蔵・流通技術、水産物の品質管理技術及び食品の微生物制御と加工・保存技術など、農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発に関する研究を推進します。
 - バイオマス資源の有効活用と農地の環境保全技術など、生産環境の保全の技術開発に関する研究を推進します。
- ② 食品の衛生・加工、環境における研究開発の推進
 - 道立衛生研究所で、食品中に残留する農薬等の試験に関する調査研究や、食中毒の原因となる細菌・ウイルスの汚染実態や検査など、食品衛生に関する研究を推進します。
（保：地域保健課）
 - 道総研食品加工研究センターで、HACCPに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。（総：科学技術振興課）

- 農林水産分野において、地域や企業等からの研究ニーズに基づき、道の政策課題等に対応した道産食品の安全・安心を確保するための研究開発を推進します。（総：科学技術振興課）
 - 地域の環境評価と環境リスクの管理手法の開発など、環境保全に関する調査研究を推進します。（総：科学技術振興課、環：循環型社会推進課）
- ③ 国や民間との連携、成果の普及（総：科学技術振興課）
- 道総研において、企業、大学、国や道等の試験研究機関、関係団体、金融機関等、多様な関係機関と連携し、研究から事業化・実用化までの一貫した支援を行います。
 - 道総研において、研究成果発表会を開催するほか、技術相談や技術指導を実施し、試験研究成果の移転を促進します。また、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などを通じて生産者等への技術指導を行い、研究成果を普及します。
 - 地域が主体となって運営する道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターが実施する地域の農水産物等を活用した加工品の開発など、食品加工に関する研究や技術指導に対して支援します。

5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品を摂取することにより、道民の健康に重大な被害が発生又は発生するおそれがある緊急の事態に対処するためには、常に危機を想定し、その発生を防止するとともに、万一、発生した場合には、迅速で的確な対応により、被害の拡大防止と再発防止の徹底を図ることが必要です。

このため、道では、日頃から危機意識の共有を図り、危機管理体制を確立していますが、その不断の見直しを行うとともに、緊急事態が発生した場合には、国などの関係機関・団体との緊密な連携を図り、報道や道のホームページ等を通じ、道民に必要な情報を速やかに提供し、不安や混乱を招くことがないようにすることが重要です。

<施策の目標>

日頃から関係部局・機関・団体が、連携・協力体制の整備・強化に努め、危機の未然防止を図るとともに、万一、緊急事態が発生した場合には、「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」等の緊急時対応マニュアルに基づき的確かつ迅速に対応し、被害を最小限にとどめます。

<主な取組>

- ① 危機管理体制の構築（環：消費者安全課、保：食品衛生課、農：畜産振興課、水：水産経営課、教：健康・体育課）
 - 危機管理に当たっては、国内外における危害情報の迅速な収集や情報の共有化を図り、危機の発生防止に努めます。
 - 万一、緊急事態が発生した場合には、事態に応じた個別の緊急時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応するほか、個別マニュアルに該当しない又は全庁対応が必要な事態については、事態の内容に応じた対策会議を設置するなどして、緊急事態への対処及び拡大防止に努めます。
 - 国、市町村など、関係機関・団体と日頃から連携を維持し、迅速かつ的確な対応を図るため、円滑な協力体制を確保します。

また、緊急事態の発生時には、必要に応じ、生産から加工、流通・販売、消費に至る関係者との情報交換の場を設置するなど、関係者が連携・協力して対応できる体制を構築します。
 - 緊急時対応マニュアルについては、不断の見直しを行い、道における危機管理体制の確保・充実に努めます。
- ② 迅速な情報提供
 - 健康被害の拡大防止や風評による混乱を避けるためには、道民に分かりやすく正しい

情報を速やかに提供することが重要であることから、食中毒の発生時や道が食品表示法に基づき表示に関する指示などを行った場合において、道のホームページをはじめ、報道機関など多様な手段を用いながら情報提供を迅速かつ積極的に行います。（保：食品衛生課、環：消費者安全課）

③ 事業者等における危機管理対応の促進

- 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、健康被害のおそれのある食品の速やかな自主回収の実施など、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。（保：食品衛生課）

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全性を確保するためには、農産物や畜産物、水産物などの生産から食品の製造・加工、流通・販売までのフードチェーン全体を通じて、食品関係事業者が自らの責任において途切れのない衛生管理対策を講じることが重要となっています。

農業生産段階においては、農業経営の改善や効率化だけでなく、食品安全の確保や環境の保全、労働安全、人権保護にも繋がる国際水準GAPの導入を進めるため、関係者への普及啓発に加え、指導員の育成や推進体制の整備を進めています。

また、食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、HACCPが国際標準として広く普及しており、日本においても、HACCPに沿った衛生管理が制度化されています。道では、道内の食品等事業者の規模に合わせHACCPに沿った衛生管理の取組が適切に行われるよう技術的支援を行うほか、民間事業者との協働により、HACCPによる高度な衛生管理を実施している施設を認証する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」（以下「北海道HACCP」という。）を実施し、食品製造施設、販売施設、大量調理施設のHACCPの取組を支援しています。

卸売市場では、「荷受・卸売・仲卸・配送」の各段階における品質管理の高度化や低温（定温）管理・多温度帯管理施設、衛生施設等の計画的な整備・配置に取り組んでいます。

食品の安全性を確保するためには、行政による立入検査や食品等の検査などによる検証と併せて、食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理の取組が不可欠です。そのためには、行政が自主衛生管理の取組の推進に向けて普及啓発を進めるとともに、食品関係事業者に対し指導支援していく必要があります。

<施策の目標>

農産物の生産段階におけるGAPの導入、食品の製造・加工段階におけるHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上など、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ります。

<主な取組>

① 生産段階における衛生管理の推進

- 農畜産物の安全性確保にも効果のある国際水準GAPの実践や認証取得の拡大に向けて、関係者への普及啓発のほか指導員の育成や推進体制の整備などを促進します。（農：食品政策課）
- 畜産農場に対して、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行い、家畜生産における衛生管理の徹底を促進します。（農：畜産振興課）
- きのこの生産において、GAPなどの方式を取り入れた衛生管理の取組を促進します。

(水：林業木材課)

- 水産物において、E U等の輸出基準を満たす水揚等の導入など産地段階での衛生管理対策の促進を図ります。(水：水産経営課)

② 製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進

- 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に、原材料や最終製品の自主検査、食品の製造販売等に係る記録の作成・保存など、自主衛生管理の徹底について指導します。(保：食品衛生課)
- 食品の製造加工施設や販売店(バックヤード)、大量調理施設においてH A C C Pに沿った衛生管理が実施されるよう、食品等事業者の自主衛生管理の取組を促進します。(保：食品衛生課)
- 各種広報媒体や道立保健所における各種研修会などを活用して、北海道H A C C Pの周知・普及の推進に取り組むとともに、認証審査会の審査を経て認証された事業者を道のホームページで紹介します。(保：食品衛生課)
- 食品関係事業者自らが食品衛生指導員となって実施する巡回指導活動を支援します。(保：食品衛生課)
- 道総研食品加工研究センターで、H A C C Pに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。(総：科学技術振興課)
- 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、食品の衛生管理や品質管理等に関する技術講習会等や技術指導・相談を行い、食品関係事業者の取組を技術面で支援します。(経：食産業振興課)
- 輸出先のH A C C P基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する卸売市場施設の整備等に対して支援します。(農：食品政策課、経：中小企業課)

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

ア クリーン農業の推進

<現状>

道では、土づくりに努め化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど環境との調和に配慮したクリーン農業を推進しており、一定の基準を満たした農産物にYES!clean マークを表示する表示制度を推進してクリーン農業の消費者等への普及に取り組んでいます。

国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬の使用量（リスク換算）50%低減、化学肥料の使用量の30%低減を目標に掲げ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することとしており、本道においても、引き続き化学肥料や化学合成農薬の使用削減のほか、温室効果ガスの発生を効果的に抑制する技術の開発と普及に取り組んでいく必要があります。

近年、YES!clean 表示制度に参加する生産者集団や作付面積が減少傾向にあることから、消費者、流通企業等の理解、認知度を高め、流通・消費の拡大を図る必要があります。

<施策の目標>

消費者や流通業者などと連携しながら、クリーン農業技術の一層の普及やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産を図るとともに、YES!clean 農産物の流通促進を図り、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。

<主な取組>

- ① 土づくりの推進（農：食品政策課、技術普及課）
 - 物理性や化学性の改善、土壌病害の低減のため、良質な堆肥の施用や緑肥作物の作付けによる土づくりを推進します。
- ② クリーン農業技術の開発と普及（農：食品政策課、技術普及課）
 - 道総研と連携しながら、化学合成農薬や化学肥料の使用量の削減に向けた技術開発を推進します。
 - 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう技術資料の作成・配付、関係団体と連携した研修会の開催、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報の提供、また、地域ぐるみで取り組む地域に対し、現地実証や統一した栽培基準づくり等へ支援するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。
 - 国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、化学肥料・化学合成農薬を原則5割

以上低減する取組と合わせて行う緑肥の作付けや炭の投入、長期中干しなど地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を推進します。

③ クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大（農：食品政策課）

- 北海道クリーン農業推進協議会などと連携し、YES!clean 表示制度の新規の登録生産集団に対する栽培基準づくりへの支援や技術指導、登録生産集団に対する栽培技術の向上に向けた技術指導に取り組むことにより、生産の拡大を推進します。
- 北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士&くりんだね」を活用した情報発信や、産地・消費者・流通業者等に向けたセミナーの開催などにより YES!clean 表示制度を普及啓発するとともに、店頭で販売する商品に YES!clean マークを表示しやすい品目を重点に位置付けた量販店等での販売促進活動や、加工食品の YES!clean 表示の取組拡大に向けた食品加工業者への P R 活動などにより、流通・消費の拡大を推進します。

④ クリーン農業への理解促進（農：食品政策課）

- 温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座などにより、道民に発信します。

⑤ クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備（農：畜産振興課、農村設計課）

- 家畜排せつ物処理施設の整備や農地の排水改良、土層改良などの基盤整備を進めます。

イ 有機農業の推進

<現状>

化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、有機食品市場は、環境保護や健康志向の高まりなどにより国内外で拡大しており、有機農業を本道の重要な農業形態の一つとして位置づけ、積極的に推進し、持続可能な農業の確立や道産農産物のブランド化を図っていくことが必要です。

一方、有機農業は、慣行栽培に比べ、除草などの作業に多くの手間を必要とすることや、収量を確保する技術の習得が難しいこと、価格が高く実際の購買行動につながりにくく生産者側が販路を開拓する必要があること、地域の有機資材を地域内で調達し循環させることなどが課題となっています。

このため、道では、令和4年3月に北海道有機農業推進計画（第4期）を策定し、この計画に基づき有機農業を推進しています。

<施策の目標>

労働負担の軽減に向けた新たな機械除草をはじめとする技術の開発やICTを活用したスマート農業、地域の条件や品目に応じた技術の普及指導により、新規参入や慣行栽培からの転換を促進し、有機農業の拡大に取り組みます。

また、有機農業の意義が消費者に共有され、有機農産物等の市場拡大につながるよう、消費者の理解醸成に取り組みます。

<主な取組>

① 有機農業の取組拡大（農：食品政策課）

- 地域単位で行う有機農業者等による情報交換や研修活動、直売会による消費者との交流など、有機農業ネットワーク活動を支援することにより、有機農業の取組の裾野の拡大を図ります。
- 有機農業者等の地域を超えた全道的な交流会を継続的に実施し、有機農業のネットワーク活動の拡大や、全道的なネットワーク強化を推進します。

② 有機農業技術の開発と普及（農：食品政策課、技術普及課）

- 高性能除草機の活用などの省力化技術の開発を推進します。
- 有機農業への新規参入者や転換希望者に対し、先進的有機農業者が現場で実践している有効な営農技術等のポイントを収集・整理した「有機導入の手引き」などの資料を提供するとともに、道総研が開発した有機農業技術（31技術）の積極的な普及に努めます。
- 新たな技術の普及を図るため、「有機農業技術に関する現地研修会」を開催するなど、有機農業者への技術普及に努めます。
- 有機農業の安定経営のための、複数の作物を輪作する体系のモデル確立に向けた研究に取り組みます。

- 堆肥や稲わらなど地域資源の有効利用を推進するとともに、適切な資材利用の周知・啓発を図ります。
- ③ 有機農産物等の販路拡大（農：食品政策課）
- 量販店や宅配のほか、オンラインマルシェなどネット販売等を含む新たな販路の確保のためのセミナーを実施するなど、少量多品目を取り扱う個別完結型の有機農業者の販路拡大に向けた取組を推進します。
 - 有機農業ネットワーク活動の支援や全道有機農業ネットワークの交流などを通じ、流通コスト低減のための有機農業者間の連携や産地間の連携を促進します。
- ④ 有機農業への理解醸成（農：食品政策課）
- 消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。
 - 道総研と連携して、量販店の売り場における有機農産物の購買意欲を高める手法の開発などに、取り組みます。

(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

遺伝子組換え技術は、医薬品や工業用酵素等の製造に活用されているなど、将来的にも有用な技術であり、その研究開発は本道産業にとっても重要なものとなっています。

しかし、遺伝子組換え技術を用いた農産物や食品に対しては、多くの道民が不安を抱いていることから、道では、平成17年度に「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「GM条例」という。）を制定しました。本条例では、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図りつつ、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止するため、食用、飼料用に供する遺伝子組換え作物の開放系での栽培に必要な手続等を定めました。

今後とも、GM条例の内容を広く周知しながら、社会情勢の変化などを踏まえた適切な対応が求められています。

<施策の目標>

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止により、遺伝子組換え作物の開発等の産業活動と一般作物の栽培である農業生産活動との調整を行い、道民の健康の保護と、本道における産業の振興を図ります。

<主な取組>

- ① 条例の適切な運用と栽培計画の把握（農：食品政策課）
 - GM条例を周知するため、道のホームページなどに条例の内容などを掲載します。
 - GM条例の適切な施行を図るため、関係機関・団体と連携して、遺伝子組換え作物の開放系での栽培計画について、実態の把握に努めます。
 - GM条例に基づく栽培が実施される場合には、適切な交雑混入防止措置の確保のため、同条例に基づき、許可栽培者及び届出試験研究機関への立入検査を行います。
 - GM条例について、社会経済情勢の変化などを踏まえ適切に対応するため、定期的と同条例に基づく施行状況等の検討を行います。

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）等の海外悪性伝染病は、近隣諸国をはじめとした世界各地で発生が継続して確認されており、日本国内に不正に持ち込まれた海外旅客の手荷物中の肉や肉製品等からもASFなど家畜伝染病の病原体が検出される事例が確認されているほか、平成30年（2018年）9月、国内では26年ぶりに岐阜県において確認された豚熱（以下「CSF」という。）についても、海外から病原体が持ち込まれた可能性が高いと指摘されています。新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和（2022年10月）以降、我が国への入国者が増加していることから、これらの病原体の国内への侵入について、引き続き予断を許さない状況です。

また、高病原性鳥インフルエンザは、令和2年（2020年）から3年（2021年）にかけて国内で発生が相次ぎ、さらに、令和3年（2021年）から令和4年にかけても、全国的な発生が確認されるとともに、死亡野鳥における本病ウイルスの確認事例が増加し、特に、道内では、農場に近い存在であるカラスでの陽性事例が相次ぎ、家きんでも52万羽規模の大規模養鶏場やエミュー飼養農場を含む4事例で発生が確認されたところです。令和4年（2022年）から令和5年（2023年）にかけては、10月～11月に道内で2事例の発生が確認されるとともに、過去にないペースで全国的な発生が相次ぎ、翌年3月～4月にも、道内で3事例の発生が確認されました。

道では発生を未然に防止するとの観点から、家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認と指導を行い、伝染性疾患の発生とまん延防止に努めています。

BSEについては、平成13年9月に国内で初めて発生が確認されましたが、飼料規制と特定危険部位の除去を中心とするBSE対策への取組により、平成25年5月に国際獣疫事務局（WOAH）総会で、過去11年以内に自国内で生まれた牛において新たな感染が見られないことから、「リスクを無視できる国」（BSE清浄国）の認定を受けました。道では、牛の肉骨粉を原料とする飼料の使用を禁止する飼料規制を国と連携して進めるとともに、死亡牛の検査をすることでBSE対策の有効性を確認しています。また、と畜場におけるスクリーニングや特定部位の除去により、食用牛肉の安全性を確保しています。

安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、家畜伝染病の検査・監視を適切に行う必要があります。

また、家畜の伝染病の発生やまん延を予防するためには、飼養衛生管理基準を遵守することが基本であり、飼養農家が確実に実行するよう取り組む必要があります。

<施策の目標>

家畜伝染病の検査、監視を行って発生予防を図るとともに、家畜伝染病の方が一の発生に備えた防疫体制の整備、自衛防疫組織の育成・強化などまん延防止を継続的に推進します。

また、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」を遵守するための助言や指導、

改善勧告・命令を行うなど、生産段階での衛生管理対策を強化します。

＜主な取組＞

- ① 家畜防疫体制の整備（農：畜産振興課）
 - 各種家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、牛、馬、鶏、豚及び蜜蜂の検査を行うとともに、輸移入家畜の着地検査や原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、海外悪性伝染病等の侵入に備えた家畜防疫体制を整備します。
- ② 感染症の発生動向の把握（農：畜産振興課）
 - 動物由来感染症の発生動向を把握するため、鳥インフルエンザのモニタリングや家畜の伝染病に関する情報を収集し、早期発見とまん延防止を図ります。
- ③ BSEの牛への感染防止と感染実態の把握（農：畜産振興課）
 - 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、飼料製造・輸入・販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施し、適正な取扱いについて指導を徹底します。
 - 飼料規制などのBSE対策の有効性を確認し、「無視できるBSEリスク」の国として認定されたステータスを維持するため、法令に基づき死亡牛等のBSE検査を実施します。
 - BSE対策に関する道の取組やその有効性、BSEに関する正しい知識など、消費者等へ積極的に情報発信を行います。
- ④ 生産段階での衛生管理強化の指導（農：畜産振興課）
 - 生産現場における衛生管理を徹底するため、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守に関し、飼養衛生管理指導等計画に基づく重点項目について指導を行い、特に高病原性鳥インフルエンザや豚熱については、これまでの道内外の発生事例の疫学調査結果を踏まえた対策の飼養農場への指導を行います。

3 水産物の安全及び安心の確保

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

<現状>

生鮮水産物は鮮度の低下が早く、消費者は水産物に対し、安全性に加えて鮮度が優れているなど、通常より一段高い品質の商品を求める傾向にあります。

消費者に良質な水産物を提供していく上で、漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要です。

<施策の目標>

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、鮮度保持に必要な技術開発及びその成果の普及、生産者及び生産者団体の取組に対する支援等を実施します。

<主な取組>

① 鮮度保持技術の普及・定着（水：水産経営課）

- 道産水産物に有効と考えられる鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」や水産試験場で新たに研究開発された鮮度保持に係る技術などを生産者に情報提供し、産地段階での自主的な鮮度保持への取組の促進を図ります。

② 鮮度保持に向けた取組

- 道産水産物の鮮度保持などの高度化を目的とした技術の開発、施設整備などについて、地域等と連携して取り組みます。（水：水産経営課、漁港漁村課）
- 鮮度保持に優れた水産物について、消費者に対し積極的なPRを行う生産者団体等の取組を支援します。（水：水産経営課）

(2) 貝類の安全確保

<現状>

ホタテガイ等の二枚貝は、毒素を持ったプランクトンを餌として摂取し、体内（主として中腸線）に蓄積することにより毒化する場合があります。

貝類の安全確保のため、貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を調査し、その情報を関係団体へ迅速に提供するほか、二枚貝の生産に当たっては貝毒の検査を行い、基準を上回る場合には出荷規制を行うなど、生産・処理加工段階における検査体制を整備しています。

<施策の目標>

貝毒による食中毒の防止を図るため、生産段階では、貝毒の検査（行政検査）を実施するとともに、生産者及び生産者団体が自主的に実施している検査（自主検査）に対する指導を行い、また、加工段階では、処理加工場に対して適切な加工処理の指導を行います。

<主な取組>

- ① 貝毒プランクトン調査の実施（水：水産経営課）
 - 全道海域で貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリング調査を行い、貝毒発生の予測に役立てます。

- ② 貝毒検査の実施（水：水産経営課）
 - ホタテガイ等の貝毒について、生産者による自主検査を行うとともに、道による検査（行政検査）を定期的の実施します。

- ③ 出荷体制に対する指導の徹底（水：水産経営課）
 - 貝毒発生期においてもホタテガイの出荷が認められる認定工場及び指定工場に対して、有害部分の適切な除去などの加工処理について巡回指導などを行い、製品の安全流通の確保を図ります。

貝 類 規 制 基 準 等

(1) 貝毒の主な症状

貝毒には、痺れが主な症状である麻痺性貝毒と、下痢・腹痛などが主な症状である下痢性貝毒が知られています。

(2) 出荷規制基準

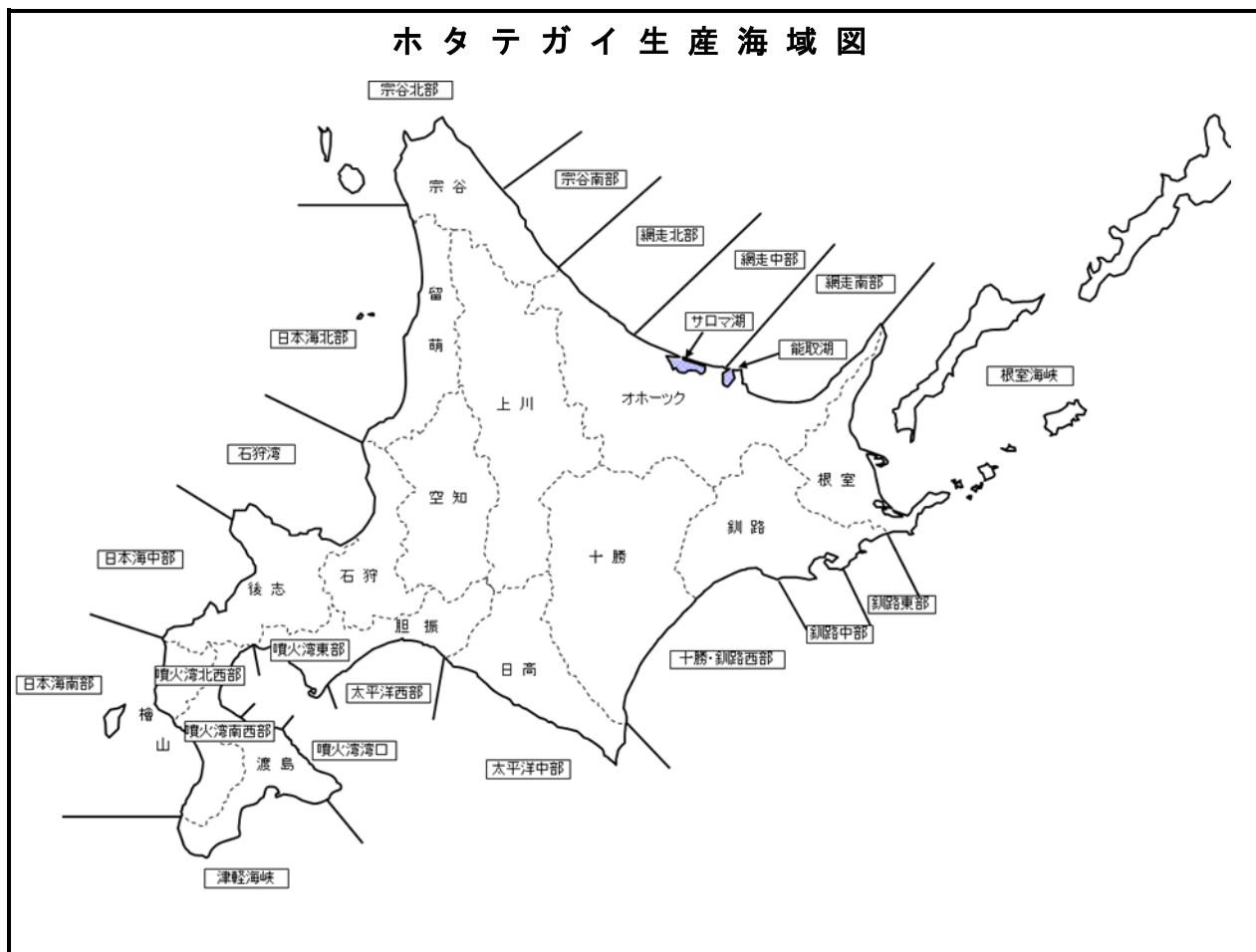
「北海道における二枚貝等の貝毒管理要綱」の規定により、出荷規制基準が定められています。自粛規制は、道関係部と道漁連が協議し、二枚貝等の安全流通を担保するため、出荷規制基準として定められています。



貝毒の種類	規制区分	部 位	貝毒の規制基準値
麻痺性貝毒	自粛規制	可食部	3 MU / g
		中腸腺	20MU / g
	自主規制	可食部	4 MU / g
下痢性貝毒	自粛規制	可食部	0.08mg O A 当量/kg
		自主規制	可食部

注) MU : マウスユニット。 O A : オカダ酸。

資料 : 北海道水産林務部



資料 : 北海道水産林務部

4 生産資材の適正な使用等

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農薬の適正な使用等

<現状>

農薬の使用については、農薬取締法により無登録農薬の製造・輸入・使用が禁止されるとともに、登録を受けた農薬についても使用基準を遵守することが義務付けられ、さらに平成18年5月からは食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入され、平成30年6月には農薬取締法の改正により農薬の安全性の一層の向上が図られており、道では農業者等に対して制度周知に努め、農薬の適正使用を指導しています。

安全・安心な農産物等を消費者に提供するとともに、農薬による人畜や周辺環境に対する悪影響を防止するため、法令の遵守を徹底し、農薬の適正な使用及び保管、自主検査の実施、流通段階の農産物等の残留検査などの安全対策を推進していくことが必要です。

生産量が少ない地域特産農作物である、いわゆるマイナー作物については、登録農薬が少ないことから、病害虫等を適切に防除できず、安定供給に支障を来すことが懸念されるため、生産者等の要望を踏まえ、登録農薬を拡大していくことが必要です。

<施策の目標>

農薬取締法等関係法令に基づき、農薬使用者や販売者等に対し、農薬の適正な流通・使用を図るよう指導を実施します。

<主な取組>

① 農薬の適正使用の推進

- 農薬の安全性の確保に関する研修を行い、一定の知識を習得した者を北海道農薬指導士に認定することにより、農薬使用者等の資質の向上を図るとともに、農業者に対する農薬の適正使用や飛散防止等を指導し、農薬の安全使用を推進します。（農：技術普及課）
- 農薬販売業者等への立入調査等を実施し、農薬の適正な流通及び使用を推進します。（農：技術普及課）
- 道内で生産、製造、加工、調理、販売される食品について、道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検査を実施します。（保：食品衛生課）（再掲）

② マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進（農：技術普及課）

- 関係機関・団体などと連携し、マイナー作物について必要な農薬の登録を推進します。

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

<現状>

動物用医薬品は、畜産物等の生産において家畜疾病の予防や治療のために使用される重要な生産資材ですが、不適正に使用された場合、動物用医薬品の畜産物等への残留や薬剤耐性菌の出現など、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあります。

安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における適正な使用及び保管などの安全対策を進める必要があります。

<施策の目標>

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「獣医師法」、「獣医療法」に基づき、動物用医薬品の適正な販売、使用が行われるよう、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導を行うとともに、生産者には動物用医薬品の使用状況を記録し保管するなど適正使用の指導を実施します。

<主な取組>

- ① 動物用医薬品の適正販売の推進（農：畜産振興課）
 - 動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違法事案の取締りを行うとともに、全店舗を対象とした立入検査を計画的に行うなど、動物用医薬品の適切な取扱いについて指導します。
- ② 動物用医薬品の適正使用の推進（農：畜産振興課）
 - 動物用医薬品の適正使用に関する研修会・講習会の開催などにより、生産者に対して動物用医薬品の適正な使用・保管を指導するとともに、農場巡回により、生産農場における使用状況について監視指導を行います。
 - 診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況を監視指導します。

(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

<現状>

安全な畜産物等を生産するため、飼料は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）により、製造、輸入、販売、使用の各段階において各種の規制が行われています。

飼料安全法の適切な運用を図るため、国、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、都道府県が連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査・指導を効果的かつ効率的に実施することが必要です。

特に、BSEの発生を防止するため、飼料への使用が認められていない動物由来たん白質の適切な分別、混入防止対策や、豚熱等の家畜伝染病の細菌・ウイルス対策として、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外の分別、加熱処理が必要な食品残さについては、適正な加熱処理を行う等の取組の確実な実施が必要です。

また、輸入飼料に依存することなく、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした安全・安心な畜産物の生産に努めることが重要です。

<施策の目標>

飼料の安全性を確保するため、飼料及び飼料添加物の製造・輸入・販売業者や使用者に対する検査・指導を行い、BSEの発生防止などに係る飼料規制の実効性を確保するとともに、良質な自給飼料の効率的な生産を推進し、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図ります。

<主な取組>

- ① 飼料の安全性の確保（農：畜産振興課）
 - 飼料及び飼料添加物の製造業者、輸入業者、販売業者への立入検査を実施し、飼料の製造・流通段階での安全性の確保を推進します。
 - BSE発生防止及び食品循環資源利用飼料に係る飼料規制の遵守状況の調査を実施し、飼料規制の実効性を確保します。
- ② 自給飼料の増産（農：畜産振興課）
 - 飼料作物の栽培技術の高度化を推進するとともに、関係機関・団体と連携して全道的な飼料自給率向上に関する情報の共有と取組方法の検討、サイレージ用とうもろこしの作付拡大の推進など、自給飼料の増産に向けた取組を推進します。
 - 公共牧場や飼料生産支援組織（コントラクター、TMRセンター）の育成、支援を推進し、畜産経営を支援するシステムの充実を図ります。
- ③ 飼料生産基盤の整備（農：農地整備課、畜産振興課）
 - 飼料作物の生産性向上を図るため、起伏修正、排水改良など飼料生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、植生調査や研修会の開催など、草地の植生改善に向けた取組を推進します。

5 生産に係る環境の保全

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農用地の土壌汚染の防止

<現状>

有機性廃棄物を堆肥などにリサイクルする取組が進められ、家畜排せつ物や食品・水産加工場から排出される野菜残さや魚かす等を原料とした特殊肥料の生産が行われています。

この特殊肥料については、有害成分（ひ素、カドミウム、水銀等）の含有量に係る規制がなく、肥料中に有害成分が一定以上含まれる場合には、食の安全や農業生産はもとより土壌環境に影響を与えることから、北海道独自の取組として、特殊肥料生産業者届け出の際、有害成分の分析結果の提出を指導し、肥料の安全性の確保を図っています。

また、下水汚泥肥料は、一般的に肥料成分のバラツキが大きいことから、更なる下水汚泥資源の活用拡大に向け、徹底した品質管理のもとで肥料成分である「りん酸」を保証可能な新たな公定規格として「菌体りん酸肥料」が創設されました。

<施策の目標>

有機性廃棄物の堆肥などへのリサイクル利用に当たり、特殊肥料の安全性を確保するとともに、有機質資材の適正使用の指導等を推進します。

<主な取組>

① 肥料の適正使用の推進

- 肥料取締法に基づき特殊肥料生産業者が知事への届出をする際、堆肥などについて、有害物質（ひ素、カドミウム、水銀）の分析結果を提出するよう指導し、特殊肥料の安全性の確保に努めます。（農：食品政策課）
- 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用のため、肥料の生産業者などに対し、立入検査を実施します。（農：食品政策課）
- 長期間にわたる使用により、重金属等が土壌中に蓄積するおそれのある有機質資材について、国の「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」に基づき、適正な使用を指導します。（農：食品政策課、環：循環型社会推進課）
- 下水汚泥については、汚泥中に含まれる重金属の土壌への蓄積に十分注意する必要があることから、施用した土壌のモニタリングを行います。（建：都市環境課）

(2) 水域環境の保全

<現状>

河川、湖沼、海は、水産資源の生育の場であり、道産食品の生産を支える場でもあることから、その水域環境を保全していくことが重要です。道内の公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質は全般的に良好に保たれていますが、一部の湖沼など閉鎖性水域においては、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質の汚濁が進みやすい上に、いったん水質が汚濁するとその改善が容易ではないという性格を有しているため、環境基準が未達成の状況にあります。

農林水産物の生産を支える場や資源である河川、湖沼、海などについて、将来にわたり良好な水環境を保全するため、地域や流域の関係者が連携し、流域を核とした健全な水循環の確保に向けて取り組むことが重要です。

<施策の目標>

公共用水域の水質を常時監視するとともに、工場・事業場に対する監視指導、家畜排せつ物の適正な管理の促進のほか、森林の整備や保全、環境に配慮した生産基盤の整備等水域の環境保全対策を推進します。

<主な取組>

- ① 公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策
 - 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性の高い水域を対象に公共用水域の常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表するとともに、工場・事業場に対し、立入検査の実施等により監視指導を行います。（環：循環型社会推進課）
 - 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。（農：畜産振興課）
- ② 水域の環境保全対策
 - 水源のかん養や水質の浄化など森林の持つ多面的機能を確保するため、植林や間伐など森林の整備や保全を進めます。（水：治山課、森林整備課、道有林課）
 - 水系へ環境負荷を与える傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や生態系に配慮した排水路などの整備を進めます。（農：農地整備課）
 - 水産動植物の繁殖や水質の浄化など、藻場・干潟の持つ公益的な機能の維持や回復に向け、保全活動を行う組織を支援します。（水：水産振興課）

(3) 地下水の汚染の防止

<現状>

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）による地下水汚染は、農用地への過剰な施肥や生活排水の不適切な処理などが原因と考えられています。

硝酸性窒素等による地下水汚染が農村地帯において広範に顕在化しており、道内の農村には飲料水を地下水に依存している地域もあることから、道民の健康を守るとともに農村の環境保全を図るため、地下水質の改善を図る必要があります。

<施策の目標>

地下水の常時監視を実施し、硝酸性窒素等による汚染範囲等を把握するとともに、汚染を防止・軽減するため、適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理などの必要な対策を進めます。

<主な取組>

① 地下水の常時監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表するとともに、地下水汚染の早期発見、汚染範囲や経年変化等の把握を行います。（環：循環型社会推進課）
- 地下水の常時監視において、飲用井戸の汚染が確認された場合は、飲用利用者に対し、関係市町村の協力を得ながら、水道水への切り替えや汚染された井戸水を乳児に与えないことなどの飲用指導を実施します。（環：環境政策課）

② 肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理

- 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引」により、適正な施肥を普及・指導します。（農：食品政策課）
- 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。（農：畜産振興課）

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

<現状>

食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても、原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、その果たす役割は大変重要です。

食品表示については、食品表示法により、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要な食品に関する表示の基準が定められており、また、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）により、商品の品質や価格等について実際のものより著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示は禁止されています。

道では、食品表示制度の正しい理解を図るため、セミナーの開催やリーフレットの配布などにより普及啓発に努めるとともに、関係法令等の遵守状況の把握、食品表示に関する監視と違反に対する指導等を実施しています。

<施策の目標>

食品表示法など食品の表示に関する法令等の普及啓発を充実し、適正な表示を促進するとともに、関係法令等の遵守状況の把握など食品の表示に関する監視と違反に対する指導等を強化します。

なお、加工食品の原料原産地表示については、法令等に基づく指導、監督のほか、道独自の取組である道産食品登録制度の推進により、引き続き、消費者に対する情報提供の充実に努めます。

<主な取組>

- ① 食品表示制度の普及啓発（環：消費者安全課）
 - 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品事業者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催するほか、リーフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。
 - 食品表示に関する事業者等からの相談への対応や事業者等が行う社内研修などへの協力をを行い、適正な食品表示を促進します。

② 不正を見逃さない監視体制の充実（環：消費者安全課）

- 適正な食品表示を促進するため、食品関連事業者等に対して食品表示法に係る調査を実施し、法令の遵守状況を確認するとともに、必要な指導を実施します。
- 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店の食品の表示に関する調査を実施し、実態を把握します。
- 電話やウェブフォーム等により、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けます。
- 飲食店等に対し適正なメニュー表示に向けた景品表示法の普及啓発に取り組みます。

- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、対応等の状況を道のホームページで公表します。

③ 適正な表示の促進（農：食品政策課）

- 北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度について、道内での各種商談会やイベント、道のホームページ等で広くPRするなど、制度の普及と登録食品の販路拡大に向けた取組を実施します。
- 道民の安全で安心な食品の選択に資するため、国に対し、ゲノム編集技術を利用した食品の表示など、消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を要望します。

(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

<現状>

食の安全・安心を確保する上で、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効である生産者等の食品の履歴情報の記録・保管などのトレーサビリティの導入・普及が重要となっています。

国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、店頭で生産履歴を確認できるトレーサビリティシステムが平成16年から稼働しています。

また、平成21年に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定され、米穀等を取り扱う事業者(米穀事業者)に対し、取引等の記録の作成・保存(平成22年施行)及び産地情報の伝達(平成23年施行)が義務付けられています。

食の安全・安心の確保のため、法律で義務化された遵守事項の確実な履行はもとより、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの導入促進が求められており、また、GAPなど、トレーサビリティの機能を有する取組の実践も進められています。

<施策の目標>

自主的な取組と関係法令の遵守を基本としながら、法規制のない品目についても生産から流通・加工、販売に携わる関係者が自主的に連携、協力してトレーサビリティの導入に取り組むことができるようマニュアルの紹介などの取組を推進します。

<主な取組>

- ① トレーサビリティの円滑な運用と導入の促進
 - 牛肉については、牛トレーサビリティ法で義務化されている遵守事項の確実な履行を促進します。(農：畜産振興課)
 - 米穀等では、国の関係機関と連携し、米トレーサビリティ制度の遵守義務の履行状況を確認するため米穀事業者への立入検査を実施するとともに、当該制度の普及・啓発のため地域外食事業者へパンフレットを配布するなどの巡回指導を実施します。(農：農産振興課)
 - 生産者、事業者の自主的な取組を促すため、トレーサビリティのマニュアルや取組事例などを道のホームページなどで紹介するほか、GAP等、トレーサビリティの機能を有する取組を促進します。(農：食品政策課)

2 道産食品の認証制度の推進

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、道においては、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぷ制度）」を平成16年度に創設し、その普及に取り組んでいます。

令和5年3月末現在、ハム、日本酒、ナチュラルチーズ、アイスクリーム、みそ、しょうゆ、いくら、熟成塩蔵さけなど21品目について認証基準を設定し、14品目37品が認証されています。また、認証された商品は、毎年、認証機関による現場検査、専門家による官能検査を行い、品質の保持に努めています。

この制度は、食の安全・安心に関心の高い消費者には普及していますが、一般消費者等への浸透がまだ十分ではなく、制度の認知度向上と認証数の拡大に向けた一層の取組が必要です。

<施策の目標>

認証制度の普及と認証数の拡大を図り、消費者に安全・安心で優れた品質の道産食品を提供するとともに、海外にも通用する道産食品のブランド化をめざします。

<主な取組>

① 制度の認知度向上（農：食品政策課）

- 制度の内容や認証品を分かりやすく紹介するパンフレット等の作成・配布やイベント・商談会等での認証品の展示・試食提供、包括連携協定等を活用した制度紹介など消費者・事業者双方への効果的なPRを一層促進します。

② 認証数の拡大（農：食品政策課）

- 認証事業者や消費者等へのPR効果の高いものなど、販売面にも配慮した認証対象品目（認証基準設定品目）の設定を図るとともに、認証機関などと連携して、事業者に対する直接的なPRを強化するなど、認証数の一層の拡大に向けた取組を進めます。

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食の安全・安心についての捉え方は、その者の立場や知識、経験の違いなどにより、認識が大きく異なる場合があることから、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食品の安全性に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

道では、食品の安全性に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等による意見交換を中心にリスクコミュニケーションを実施しています。

引き続き、道民及び生産者等が、食の安全・安心に関する相互理解を深めるため、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことが重要です。

<施策の目標>

消費者、生産者等が、食の安全・安心についての相互理解と知識を深められるよう、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努めます。

<主な取組>

- ① リスクコミュニケーションの効果的な実施
 - 北海道食の安全・安心委員会の意見を聞きながら、リスクコミュニケーションのテーマや開催方法等を検討します。
 - 多くの道民が参加できるよう、国や市町村、消費者団体等の関係団体と連携した実施に努めるとともに、テーマに応じて開催方法や内容等を充実するなどして、食の安全・安心に関し、関係者の相互理解が深まるよう努めます。（環：消費者安全課、保：食品衛生課、水：水産経営課、農：食品政策課）

2 食育及び地産地消の推進

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（1）食育の推進

<現状>

道内の食育については、「第4次北海道食育推進計画」までの取組により、各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、野菜の摂取量が少ないなどの道民の食生活、地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、対面型、体験型の取組が行えなかった間に取組主体の担い手の減少や高齢化が進み体験などの取組を再開するための担い手確保が課題となっています。

このため、道では、令和6年3月に食育の担い手の育成、確保を図るとともに、地域の関係者との連携とネットワークによる取組の強化や、子ども、子育て世代に対する取組強化をテーマとした「第5次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定し、関係の機関、団体を含め、道民と役割を分担しながら、引き続き、北海道の食育を総合的・計画的に推進します。

<施策の目標>

食育をめぐる課題や情勢変化を踏まえ、様々な関係者と役割を分担しながら、『地域に広げよう！どさんこ食育の環』をめざして食育の取組を効果的に推進します。

第5次北海道食育推進計画の推進方針

◆推進テーマ：地域に広げよう！どさんこ食育の環◆

- 推進方針1：健全な食生活の実践
 - ・ 栄養バランスを考えた食事の実践
 - ・ 規則正しい食生活の実践
- 推進方針2：食に関する知識の習得
 - ・ 食と環境の関係を考え行動する力の習得
 - ・ 地域の食を知り伝える力の習得
 - ・ 地産地消の意義を知り実践する力の習得
 - ・ 食に関する情報を正しく理解する力の習得
- 推進方針3：食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化
 - ・ 食育を進める人材の育成・活用
 - ・ 食に関わる関係者のネットワークの強化
 - ・ 食育を推進する基盤づくり促進

<主な取組>

① 健全な食生活の実践

- 望ましい食習慣の普及を図るため、「北海道版食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）の活用を推進します。（保：地域保健課）
- 子育て世代（親子）や若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。（農：食品政策課）
- 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど、学級担任等による給食指導の充実が図られる取組を推進します。（教：健康・体育課）

② 食に関する知識の習得

- 地産地消の意義を理解し実践につなげるため、農林漁業者や食品加工業者など多くの人々が支える食のサプライチェーンへの理解を深める取組を推進します。（農：食品政策課）
- 令和3年3月に策定した「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や団体、企業、メディア等と連携した「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発、道内の取組や優良事例などの発信を行います。（農：食品政策課）
- 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。（農：食品政策課）
- 都市住民が、農業体験や受入農家と交流するとともに、豊かな自然や食の魅力に触れることで、農業・農村への理解が進み、関係人口となるよう、多様な主体が地域ぐるみで都市住民を受け入れる農村ツーリズムの取組を推進します。（農：農村設計課）
- 魚食習慣の定着を図るため、水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。（水：水産経営課）

- 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象にした食品表示制度セミナーの開催やリーフレット等の配布等による啓発活動を進めます。（環：消費者安全課）

- ③ 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化（農：食品政策課）
 - 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高める取組を実施します。
 - 地域の特性を生かした食育を進めるため、市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築等に対する支援を行います。
 - 食育推進計画を作成していない市町村に対し、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進します。

(2) 地産地消の推進

<現状>

道では、道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消などを愛食運動として総合的に展開しています。地産地消は、食を通じて生産者と消費者の絆を深め、地域の活性化や健康で豊かな食生活を実現する上で大きな意義があるとともに、安定的な販路の確保や流通コストの低減、さらには環境負荷の低減にも資する重要な取組です。

国は同様の趣旨で国産国章を推進しており連携して推進しています。

<施策の目標>

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

<主な取組>

① 地産地消の推進

- 地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さなどを学ぶ「食育」などを総合的に推進する愛食運動を積極的に展開し、地産地消の普及啓発や安全・安心な道産食品の販路拡大を図るとともに、消費者と生産者等との結び付きを強化します。（農：食品政策課）

- 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どどん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。（農：食品政策課）

●愛食の日

ネーミング：どどん食べよう道産DAY
日にち：毎月第3土曜日、日曜日
キャッチフレーズ：おいしいですね北海道



- 道産食材を使用したこだわり料理を提供している道内の外食店・宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」に認定するほか、愛食運動に取り組んでいる道内の企業やグループを「愛食応援団」に登録し、愛食運動の一層の普及啓発と道産農林水産物の消費拡大を図ります。（農：食品政策課）



- 北海道米のブランド力の向上と消費の拡大のため、高品質な良食味米の安定生産や、中食・外食向けなど用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携した幅広いPR活動を行います。（農：農産振興課）



- 道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を進めるため、消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、道産小麦を使用した地域色豊かな商品開発などに積極的に取り組みます。（農：農産振興課、食品政策課）
- 地場資源を使った新製品の開発や親子料理教室等の普及事業などを通じて、道産農林水産物の消費拡大を図ります。（水：水産経営課）
- 児童生徒が郷土に関心を深めるとともに、地域の生産活動について学ぶなどの教育的効果が期待できることから、学校給食における地場産物の積極的な活用を促進します。

(教：健康・体育課)

② 消費者と生産者等との結び付きの強化

- 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報を積極的に提供し、道産食品の安全・安心に対する理解や消費者と生産者等の相互理解を促進します。(農：農政課、食品政策課、農産振興課、畜産振興課、経：食産業振興課、水：水産林務部総務課)

③ 地域の食資源を活かした取組の促進

- 6次産業化や農商工連携、食クラスター活動などの取組を推進し、地域の農林水産資源を活用した加工食品の製造・販売など、道産農林水産物の付加価値の向上や関連産業の振興を図ります。(農：食品政策課、経：食産業振興課)
- YES!clean 表示制度、道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、北海道食品機能性表示制度、北のハイグレード食品といった道独自の表示・認証・認定制度や有機JAS表示制度、水産エコラベルなどの表示・認証制度の普及を推進し、本道の恵まれた自然環境の下で生産された良質で安全な道産食品の販路拡大を図ります。(農：食品政策課、経：食産業振興課、水：水産経営課)
- 道産食材を積極的に使用し、品質の良さや美味しさを伝える道外の外食店などを「北海道愛食大使」として認定し、道産農林水産物のPRや販路拡大を図ります。(農：食品政策課)
- 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。(農：食品政策課)

④ 観光産業との連携強化

- 「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「物産」コーナー(「北海道どさんこプラザ札幌店」)で、道内各地の特産品や北海道米、道産食品独自認証食品などを展示・販売し、本道の食品のPRを行います。(経：食産業振興課、観光振興課)
- 全国の大手百貨店で開催する「北海道の物産と観光展」で本道の「食と観光」の素晴らしさを紹介するなど、様々な機会を活用し本道の食の魅力を全国にPRします。(経：食産業振興課)

3 道民からの申出

第 26 条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全・安心を確保する上で、食品の安全性や食品の表示などに関する道民から相談や情報提供に適切に対応することが重要です。

道では、道立保健所や道立消費生活センターにおいて、消費者などからの食品の安全性や品質等に関する相談を受け付けているほか、食品の表示や安全・安心に関する情報や、問い合わせ等を受け付ける「食品安全相談ダイヤル」を開設し、道民の方々からの相談や申出に対応しています。

また、これらの情報を庁内関係部局で共有化し、一元的に管理するとともに、関係法令に基づく措置など通報等に係る対応について点検を行っています。

食の安全・安心の確保のため、引き続き、道民からの相談や情報提供に対応し、受理した情報の共有と対応状況の点検を適切に実施する必要があります。

<施策の目標>

道民が気軽に相談や申出ができるよう、窓口を明確にし、その周知を図るとともに、問い合わせの内容やその回答についての情報を提供します。

また、道が受理した情報について、共有化と一元的な管理を行うとともに、国等の関係機関と連携の上、適切な措置を講じます。

<主な取組>

- 食品の安全・安心に関する相談・申出窓口として、「食品安全相談ダイヤル」の専用電話を開設するとともに、全道の道立保健所や原産地など品質に関する事項の担当部局においても道民からの相談や申出を受け付けます。（環：消費者安全課、農：食品政策課、保：食品衛生課）
- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有し、適切な措置を講じるとともに、対応等の状況を道のホームページで公表します。（環：消費者安全課）
- 国等の関係機関との定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携を図ります。（環：消費者安全課）

第4部 計画の推進体制

1 計画を推進するための関係者の責務と役割

(1) 道の責務等（条例第4条及び第7条）

道は、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、知事を本部長とする「北海道食の安全・安心推進本部」を中心に、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。施策の推進に当たっては、国や他の都府県、市町村と緊密な連携を図ります。

また、食の安全・安心の確保を推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、提言を行います。

(2) 生産者等の責務（条例第5条）

生産者や食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品が道民の生命と健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組みます。

また、食品に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うとともに、国や道、市町村が実施する食の安全・安心に関する施策に協力します。

(3) 道民の役割（条例第6条）

道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、食品の安全性、食生活、地域の食文化など、食の安全及び安心に関する知識や理解を深めます。

また、国等の施策や生産者等の取組に対して意見を述べ、提案し、国等の施策に協力するよう努めます。

2 計画の推進体制

北海道食の安全・安心推進本部を中心に、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、総合的かつ計画的に食の安全・安心に関する施策を推進します。

3 計画の管理

(1) 計画の公表（条例第9条）

基本計画を定めたとき、又は変更したときは、道のホームページその他の広報媒体により速やかに公表します。

(2) 年次報告（条例第8条）

計画の進捗状況を随時点検するとともに、毎年、食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を議会に提出し、併せて、道のホームページその他の広報媒体等により公表します。

指標(案)

		指標名
第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進	1 情報の提供	食に関するメールマガジンの発行
		食に関するメールマガジンの登録者数
		北海道農業・農村情報誌(コンファ)の発行【変更】
	2 食品の検査及び監視	北海道食品衛生監視指導計画に基づく立入検査の実施率
	3 人材の育成	農薬指導士の認定数
食育コーディネーターの派遣件数【変更】		
4 研究開発の推進	食の安全・安心を支える生産技術の普及計画数	
5 緊急事態への対処等に関する体制の整備	食に関する危害情報の伝達訓練の実施回数	
第2 安全で安心な食品の生産及び供給	1 食の衛生管理の推進	国際水準GAP(JGAP・ASIAGAP)の認証農場数
		北海道HACCP自主衛生管理認証制度による認証施設数【変更】
	2 農産物等の安全及び安心の確保	YES!clean農産物作付面積
		有機農業の取組面積
		開放系でのGM作物の栽培計画調査回数
		鳥インフルエンザの検査羽数(サーベイランスの実施)
		監視伝染病に関する防疫演習の実施
	3 水産物の安全及び安心の確保	屋根付き岸壁を有する漁港数(1種、2種漁港)
		貝毒行政検査の実施定点数【変更】
		貝毒プランクトン調査定点数【変更】
	4 生産資材の適正な使用等	農薬販売業者等の立入検査件数
		動物用医薬品販売店舗立入検査件数
		動物診療施設立入検査件数
飼料製造・販売業者等への立入検査件数		
飼料自給率		
特殊肥料生産業者等の立入検査件数		
公共用水域の環境基準達成率		
	地下水の環境基準達成率	

指標(案)

		指標名
第3 道民から信頼される表示及び認証制度の推進	1 適正な食品の表示の促進等	道産食品登録制度の登録数
		【廃止】
		国際水準GAP(JGAP・ASIAGAP)の認証農場数(再掲)【変更】
	2 道産食品の認証制度の推進	道産食品独自認証制度の認証数
第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等	1 情報及び意見の交換等	セミナーの開催回数【変更】
		朝食を毎日食っている割合
	2 食育及び地産地消の推進	小学6年生
		中学3年生
		適切な量の食事をとる者(20歳以上)【変更】
		野菜の摂取量
		食塩摂取量
		食育推進計画を作成している市町村数
		学校給食における地場産物の使用率(食品数ベース)【変更】
		北海道米の道内食率
		道民の小麦需要に対する道内で製粉した道産小麦活用率
		6次産業化の取組事業体数
		6次産業化年間販売金額
		グリーンツーリズム関連施設数【調整中】
3 道民からの申出	消費生活安定会議幹事会食品部会の開催回数	
	国等との情報交換会議の開催回数	
	通報等に係る措置状況等の公表回数【調整中】	